

本格化する世界遺産のストーリーづくり

文——伊東孝

Takashi Itoh ● 日本大学理工学部社会交通工学科 特任教授

写真——西山芳一

Hoichi Nishiyama ● 土木写真家

長かった埋立架橋問題がようやく終結しようとしている。広島県知事が鞆の浦の埋立架橋計画を撤回、七月の広島高裁の控訴審で広島県は、埋立申請を取り下げる意向を示したからだ。一九八三年に広島県が埋立架橋計画を策定してから三十年（正確には二十九年）が経過している。三十年という年月は、ある人を例にとれば大学を卒業してからの社会人年月のほとんどを費やしたことを意味する。

鞆の浦は、国の暫定世界遺産リストに掲載されてはいない。暫定世界遺産リストに掲載され

るには、県から国へ申請しなければならないが、裁判で係争中のものを県が申請するはずがないし、たとえ申請したとしても国が受理するはずもない。なのになぜ世界遺産なのか。

景勝地としての鞆の浦の魅力は、古くは万葉集にも詠われ、また江戸時代の朝鮮通信使は「日東第一形勝」（朝鮮より東の世界で一番美しい景勝地）と讃え、海外にまで知られた。現代では鞆の浦の名を知らなくても、『崖の上のポニョ』の舞台になったといえ、子どもたちにも通じる。

鞆の浦については、本誌の前身である『CE建設業界』で「鞆の浦―危機に瀕する世界遺産」と題して紹介したことがある（二〇〇六年十月号）。鞆の浦の町並みについては、文化庁も早くに着目していた。文化財保護法が一九七五年に改正され、それまでの建物の単体保存から、町並みという線（そして面）への保存に向けて展開したとき、文化庁は鞆の浦の町並みの現況調査をおこなっている。その後、一九八二年から八三年にかけて東京大学の稲垣研が、また一九八七年から八八年にかけては広島大学の三浦研が重伝建（重要伝統的建造物群保存）地区指定へ向けての再調査をおこなったが、福山市は動かなかった。近年の広島地裁の判断では、鞆の浦の景観は、「美しい景観であるだけでなく、歴史的、文化的な価値を有するものであり、…法律上保護に値するものである」と認めた。

個人的には院生時代に聴いた土木学会の全国

大会での発表が印象に残る。海岸景観の魅力分析のひとつに、凹に湾曲している地形要素をあげ、ハワイのダイアモンドヘッドや鞆の浦などの事例を紹介していた。凹の先端部にランドマーク的なものがあれば、湾内のどこからでもそれを見ることができ、海岸景観の魅力を高めるという。以後、鞆の浦は、訪問したい場所のひとつになった。

さらにこの十余年の間に、鞆の浦の価値は、世界的にも知られるようになった。二〇〇一年には、「埋立架橋計画による鞆の文化遺産の危機」が「危機に瀕する遺産リスト一〇〇」に認められ、エジプトの「王家の谷」や中国の「万里



鞆港の俯瞰景

湾の入口にある4つの波止のうち、左側の岸から延びているのが大波止。埋立架橋計画は、左手中間に見える小さな常夜灯を境にして左側奥に橋がかかり、常夜灯付近から海岸線に沿って埋立工事がなされる予定だった。



港からの眺め

埋立架橋計画が実施されると、この眺めは失われ、港を横切る橋上に車の行きかう姿が出現するはずだった。

古民家が再生された 「御舟宿いろは」

坂本龍馬が、沈没した「いろは丸」をめぐる紀州藩と談判した場所で、龍馬ファンにとっては見逃せない場所でもある。知名度の向上や住民による空家活性化対策で、鞆の浦は以前より観光客相手の店舗が増え、活気がみられるようになった。

町家の俯瞰景

庇ラインが道路側に面して構成される家並み。電柱を地下埋設するだけでも、すっきりした町並み景観を取り戻せることがわかる。



梅谷皿山窯跡

鞆の浦名産の薬用酒「保命酒」の徳利を焼いていた。12ある部屋のうち5つが形をなしていたが、今年6月の大雨でひとつが崩壊。これ以上の崩壊を防ぐため、住民によって仮設対策がとられた。全長50m、幅は10m近い。1865（慶応元）年竣工、1938年停止。



鞆港のシンボルの 常夜灯と大雁木

瀬戸内海は潮の干満差が大きい。各港では、潮の干満に応じて舟荷の積み下ろしができる階段護岸（雁木）がつけられた。かつての北前船の寄港地で、雁木・常夜灯・波止・焚場（ドック）・船番所（跡）の「港の5点セット」が残るのは、鞆の浦だけである。

参考文献

・「鞆の浦の世界遺産登録を実現する生活・歴史・景観保全訴訟 ―資料集―」鞆の世界遺産訴訟原告団事務局

と発言していた時期であった。それが今では、イコモス自体が「保存の決議」を採択するまでになってきている。原告団の名称の由来も、今後のまちづくりの展望を考えた上での決定であった。「単に埋立計画に反対するだけではなく、鞆の浦のいままでどおりの生活を守り、歴史と景観を保全し、世界遺産登録も視野に入れた運動の一環として、訴訟の名称」を決めたのである。

最初に示したように広島県が埋立申請を取り下げ、原告住民側が訴訟を取り下げると、訴訟は手続的に終止符を打つ。三十年間にわたるまちづくり論争によりやく決着がつくわけだが、現実にはすぐには動かない。賛成・反対住民の気持ちの問題もあるし、埋立架橋計画をマニフェストにして当選した福山市長の立場もある。これから具体的なまちづくりの本番となる。

あわせて世界遺産登録へ向けてのストーリーづくりも始めねばならない。イコモスでは世界遺産に匹敵する価値ありと認めてくれたが、認めたのは景観であって、ストーリーを含めたものではない。ストーリー自体いくつか考えられる。鞆の浦単独案や瀬戸内海の港町一帯案、はたまた韓国を巻きこんだ朝鮮通信使案などである。ストーリーづくりもこれからが正念場になる。

の長城」などとともに、（自慢できる話ではないが）日本で初めて危機遺産リストに掲載された。世界遺産を調査する専門家集団であるイコモス（ICOMOS）は、近世の町並みと港湾施設、背後の自然景観と一体となって現存する鞆の浦は世界遺産に匹敵する価値があると認め、埋立架橋を中止するよう県と市に勧告した。イコモスの会議では、二〇〇四年、〇五年、〇六年、〇八年と、四回にわたって「鞆港保存の決議」を採択、それに合わせる形で勧告がなされた。

暫定世界遺産リストへの登録は、前述したように都道府県が国へ申請するので役所の人が考えるものだが、鞆の浦の世界遺産登録は、地元住民から湧き起こったものである。現に鞆の浦の景観訴訟の正式名称は「鞆の浦の世界遺産登録を実現する生活・歴史・景観保全訴訟」であり、原告団名称もこれにならう。地元では「世界遺産」は、いつごろから意識され出したのであろうか。記憶を辿りながら資料を確認すると、二〇〇〇年四月二十三日に開催された「鞆の浦シンポジウム つくろうわが町二十一世紀にむけて」のときであった。二〇〇〇年というあたらしい世紀を前に、今後の鞆のまちづくりの方向性を地元の人とともに考えたいという趣旨から生まれた「鞆の浦、世界遺産をめざそう！」であった。国主導で世界遺産が申請されていた時期で、イコモスの執行委員をしていた先生も「世界遺産になるかどうかは、何とも言えない」